

## 『後二条師通記』の伝本と受容

中丸 貴史

### はじめに

本稿で対象とする『後二条師通記』（以下『師通記』）は院政期初頭の関白藤原師通（一〇六二～一〇九九）の日記であり、いわゆる貴族たちが記した漢文日記（古記録とも）と言われるテキストの<sup>(1)</sup>一つである。しかしながら、これらのテキストが「古記録」と呼ばれ「史料」<sup>(2)</sup>としての価値が重視されるあまり、各テキストの個別の論理<sup>(3)</sup>については見過ごされてきた感が強い。

『師通記』の時代は白河院政の始まりにあたり、時代の転換期である。三十八歳というその早すぎる死は、摂関家の衰退を加速させることともなった。そしてこの時代、それ以前からの日記が蓄積されて「家記」とされて「日記の家」を形成する<sup>(4)</sup>。日記の家の形成は、家と職掌の固定化、また政治の儀式化という時代の状況と密接にかかわるものであり、摂関家は道長の孫の師実あたりから日記の家化が進むと松籙齋は指摘する<sup>(5)</sup>。しかしながら師実の日記『京極関白記』は断片的にしか伝わらない。その父頼通の日記もほんのわずかが逸文で知られるのみである<sup>(6)</sup>。摂関嫡流の日記は道長の『御堂関白記』以降

は、『師通記』がまとまって残るのみであり、同じ漢文日記ではあるが、しかし『御堂関白記』と『師通記』には、なにか根源的な相違があるものと論者は考えている。<sup>(8)</sup> よって、まだ研究の少ない『師通記』を始発として、論者はこの数年来、書くことの論理、テキストの生成と構造、学問、漢籍、知の形成との関係などさまざまな観点から論じてきた。<sup>(9)</sup> そしてその先には貴族たちが熱心に記し続けた漢文日記というテキストがどのようなテキストであるか、また他のテキストとの関わりも探っていくことを目的としているわけだが、実際のところ『師通記』だけでもさまざまなか見えてきた。

本稿ではそのような目的、見通しを意識しつつ、『師通記』の現存する伝本と、記主である師通没後の『師通記』がどのように受容されたかについて考えてみたい。現存する『師通記』はそれが書かれてから時代の荒波をくぐりぬけて我々の目の前に存するのであって、師通存命中のそれそのものではない。なぜ現存の状態になったか、を考えることは、『師通記』の受容のみならず、『師通記』そのものを考える際にも重要な視点を与えてくれるものである。

## 二 伝本状況

『師通記』は、永保三年（一〇八三）、師通の任内大臣の直前から、関白在任中三十八歳で薨去するわずか十一日前の承徳三年（一〇九九）六月十八日まで、途中五年分を欠くものの十七年間にわたって書かれている。ここではまず大日本古記録の解題（以下、解題）によって伝本状況を確認し、考察をすすめてみたい。

今日まで残る『師通記』の伝本は大きく四種類に分類することができる。<sup>(1)</sup> 自筆本、古写本、転写本、予楽院本がそれである。転写本以外の伝本はすべて陽明文庫に伝わったものである。

## 自筆本

まず自筆本であるが、一卷で寛治七年二月二十二日の別記である。これは後三条天皇皇女篤子内親王が堀河天皇に中宮として立后した日の儀式次第であり、『師通記』のなかでは唯一の自筆本である。<sup>12)</sup>ただし、解題も指摘しているように「筆勢奔放であつて、抹消加筆」なども多く、草稿本である。

## 古写本

つづいて古写本は二十九巻が現存する。二十七巻巻末の奥書に「仁平元年四月九日校了、登宣」とあり、古写本の書写年代についての奥書きはここのみであるが、解題では「紙質・筆蹟・校合の状態等より推して、此の時期に他の巻も写されたものと見受けられる」と推測している。また、現存の古写本の奥書に記名のある人物のなかで「成隆」「登宣」は、師通の孫にあたる藤原頼長の家司藤原成隆と、近習の儒者菅原登宣であると考えられる。古写本二十九巻の形態は次の通りである。

## ◆古写本二十九巻の形態

巻	原標紙外題	標紙外題	奥書
1	永保三年春夏 〔永保三年別記 任大臣正月十九日〕	〔永保三年〕 <small>(朱(後二条))</small>	〔校了〕
2	永保三年秋冬	〔永保三年〕	〔校畢、成隆〕
3	永保三年四季	〔永保三年〕	〔見合了〕「校合了、盛栄」
4	〔永保三年春夏〕 〔永保三年四季〕	〔永保三年〕	〔校了、盛康〕
5	〔永保三年春夏〕 〔永保三年四季〕	〔永保三年〕	〔校了、盛栄〕

25	永長元年夏	〔永長元年夏〕	ナシ	〔校了、季倫〕
24	永長元年春	ナシ	〔永長元年春〕	〔重校了、在乗〕〔校了、成隆〕
23	嘉保元年御曆裏	ナシ	〔嘉保元年御曆裏〕	ナシ
22	寛治七年冬	ナシ	〔寛治七年〕	〔校合了、盛栄〕
21	寛治七年秋	〔寛治七年秋〕	〔寛治七年〕	〔校了、盛栄〕
20	寛治六年冬	ナシ	〔寛治六年冬〕	ナシ
19	寛治六年秋	〔寛治六年秋〕	〔寛治六年秋〕	〔校了〕
18	寛治六年夏	〔寛治六年夏〕	〔寛治六年夏〕	〔比校已了〕
17	寛治五年冬	ナシ	〔寛治五年〕	〔比校了〕
16	寛治五年秋冬	ナシ	〔寛治五年〕 ※二度目の秋の条のはじめに別筆で 「以下別記」とあり。	〔校合了、盛栄〕
15	寛治五年夏	ナシ	〔寛治五年〕	〔交了〕
14	寛治五年春夏	〔寛治五年上〕	〔寛治五年〕	〔交了〕
13	寛治四年秋冬	〔寛治四年秋冬〕	〔寛治四年〕	〔比校已了〕
12	寛治四年春夏	ナシ	〔寛治四年〕	〔校合了、盛栄〕
11	寛治三年秋冬	〔寛治三年秋冬〕	〔寛治三年〕	〔校了、季倫〕
10	寛治三年春夏	〔寛治三年春夏〕	〔寛治三年春秋〕	〔校了、成隆〕〔朱〕〔一校了、有親〕〔校合了、成隆〕
9	寛治二年春夏	ナシ	〔寛治二年春夏〕	〔校了、季倫〕
8	応徳三年春夏	ナシ	〔応徳三年五月十三迄記〕	〔校合了、成隆〕
7	応徳二年秋冬	ナシ	〔応徳二年〕	〔校合了、成隆〕
6	応徳二年春夏 春夏秋	ナシ	〔応徳二年〕	〔校了、盛栄〕

29	康和元年夏	ナシ	「承徳三年」	「校了、成隆」
28	康和元年春	「康和元年春」	「康和元年」	ナシ
27	永長元年冬	ナシ	「永長元年冬」	「仁平元年四月九日校了、登宣」
26	永長元年秋	ナシ	「永長元年秋」	ナシ

※古写本において重複記事が認められるものなかで永保三年から応徳二年までの「本文A」に当たるものには二重傍線、「本文B」に当たるものには波線をほどこした、寛治五年の場合は「別記」に二重線、「本記」に波線をほどこした。

### 転写本

転写本は現存する古写本には無い、応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・寛治五年春・寛治六年春・寛治七年春・同年夏を転写した本文であり、これ以外の年季は存在しない<sup>13</sup>。つまり「此等諸本は近衛家より古写本の中少くとも六巻が或る時期に出て、それが転写流布されたものである事明瞭である」(解題)。以下にあげたものが主な転写本である(※印は大日本古記録の交合に用いられたもの<sup>14</sup>)。

- 宮内庁書陵部所蔵葉室本 (六冊本) ※
- 同 久世本 (三冊本) ※
- 同 柳原本 (六冊本、内二冊は後補) ※
- 同 内藤本 (一冊本) ※
- 同 鷹司本 (六冊本)
- 同 壬生本 (一冊本)

- 同 藤波本 (五冊本)
- 同 御系譜係本 (一二冊本)
- 同 柳原本 (九冊本)
- 同 柳原本 (八冊本)
- 神宮文庫所蔵宮崎文庫本 (六冊本) ※
- 同 吉見本 (五冊本) ※
- 内閣文庫所蔵松山文庫本 (六冊本)
- 同 和学講談所本 (五冊本)
- 東山御文庫所蔵本 (五冊本)
- 京都大学附属図書館所蔵平松本 (六冊本)
- 京都府立図書館所蔵本 (五冊本)
- 東京上野図書館所蔵白河文庫本 (五冊本)
- 大倉山文化科学図書館所蔵本 (五冊本)
- 森末義彰氏所蔵阿波国文庫本 (五冊本)

また、これらの転写本は二つのグループに大別できる。一つは鷹司本・吉見本・平松本をもって代表とし、もう一つは葉室本・藤波本・阿波国文庫本をもって代表とする。後者が応徳三年九月五日条、「参殿」以下十六文字を欠くのが大きな特徴である。久世本のように前者と後者が混入しているものもある。

## 予楽院本

最後は予楽院本であるが、これは三十二冊、江戸時代の写本である。予楽院近衛家熙（一六六七～一七三六）は有識故実、漢籍、和歌などに通じ、多芸多才をもって知られているが、『御堂閔白記』をはじめとする家記の書写、保存にも力を尽くした。これがいわゆる「予楽院本」である。解題では予楽院本と転写本の関係について、予楽院本六冊と転写本諸本と対校した結果、諸本には共通しておりながら予楽院本にのみ相違している箇所がかなり散見され、その上諸本の中で特に平松本と予楽院本の両者のみ共通の部分もかなりの数に上ると指摘し、「家熙の時代以前既に此等の古写本は近衛家より出て転写流布されてゐた。そこで彼は先づ自家に伝はる古写本を以て予楽院本を作り、次いで流布された諸本の中平松本（又はその系統本）六冊を求めて」書写してその欠を補ったと推測している。なぜ平松本かという問いには解題は平松家の当時の当主時方（一六五一～一七一〇）が家熙の有識故実の相談相手であったことで解決している。また、この六冊について他の冊とを比較してその相違を探り、「外題の書法・標紙の文様・綴糸の色・本文の紙質等の諸点を（相違として）見出し得るのであつて、此の六冊が後に補つたものである事論を俟たない」としている。

## 伝本の特徴

以上『師通記』の伝本について概観してきたが、これを年代別に表にするならば本稿の最後にあげた『師通記』記述期間―伝本対照表』のようになる。表にすると『師通記』の伝本の特徴が一目瞭然である。ここからわかる伝本の特徴をまとめると以下のようになる。

- ①古写本、永保三年・応徳元年・同二年の三カ年の重複記事（本文AとB）
- ②古写本、寛治五年の重複記事（本記と別記）

- ③ 古写本と転写本の相互補完関係
- ④ 古写本 + 転写本 ≡ 予楽院本
- ⑤ 現存しない時期の記事

①に関しては、本文Aの記事に、後に加筆修正を加えたものが本文Bであり、本来破棄されるはずの本文Aの記事が残ったのは記主師通の突然の死が関係するであろう、という結論を別稿で述べた<sup>15)</sup>。

②は同じ重複記事でも①の重複記事とは別の論理で作られた、本来的な本記と別記の関係に近いだろうという見通しをもっているが、詳細な分析は別稿を用意している<sup>16)</sup>。

この①と②に関しては、師通が日記を記すなかでの試行錯誤、いわば漢文日記というテキストの生成過程を考えるのに有益な用例となるわけであるが、言い換えるならば、記主師通自身の手によって生成されたテキスト群であると考えるが、本稿では、主に師通死後の『師通記』を対象とする。よって③以降、特に③のような現存状況となったのはなぜかを考察していきたい。

### 三 日記を秘蔵する

転写本は解題でも指摘しているように、撰閲家で保管されていた『師通記』のテキストが、ある時期に一部、この場合、応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・寛治五年春・寛治六年春・寛治七年春・同年夏の記事が、外部に貸し出されたか何かして流出し、貸し出された本文は散逸してしまい、それを写した本文が世に出たものと考えられる。一方で陽明文庫に伝わる本文



以外で、外に伝わる本文というのが、これらの年季の記事だけに限られるというのは、それ以外の本文は長い間嚴重に撰閱家で保管されてきたことを示すものである。

また、予楽院本は江戸期に作成された本文であるが、古写本にない年季の記事が予楽院本にもないということは、予楽院本が作成された段階ですでにそれらの記事がなかったことを示すものである。古写本にも転写本にもない年季というのは、寛治元年、嘉保元年、同二年、承徳元年、同二年であるが、これらについても後で述べたい。

ここでは先学の研究に導かれながら、『師通記』の本文の流出が、言いかえれば別写本の作成が、一部にとどまったことの論理を確認してみたい。<sup>17)</sup>

a 『中右記』天永二年（一一一一）六月二十四日条

依吉日大宮右大臣殿御記一卷、以消息所見奉新大納言也。件記相伝在此家。彼人年来可見之由雖被示、未令見也。而情思此事、一日之中、此人已昇大納言、定知叶大任歟。可繼一家之相門之人也。不見此記者、為我家誠無心事也。仍今令見了。

b 『中右記』保安元年（一一二〇）六月十七日条

今日私曆記部類了。從寛治元年至此五月卅四年間曆記也。合十五帙百六十卷也。從去々年至今日。分侍男共、且令書写、且令切続、終其功也。是只四位少将（宗）、若遂奉公之志者、為令勤公事所抄出也。為他人定表嗚呼歟、為我家何不備忽忘哉。仍強尽老骨所部類也。全不可披露。凡不可外見。努力々々。若諸子之中居朝官時、可借見少将也。

c 『山槐記』 永暦元年（一一六〇）九月十日条

自<sub>二</sub>大納言殿<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>故殿御記<sub>一</sub>書取。年来有<sub>二</sub>御秘藏氣<sub>一</sub>、而近会參人之次、不<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>并不<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>女子<sub>一</sub>、早可<sub>二</sub>書取<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>仰。仍乍<sub>レ</sub>悦令<sub>二</sub>申請<sub>一</sub>、忿書取了。已如<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>謁<sub>二</sub>青眼<sub>一</sub>、感涙難<sub>レ</sub>禁。春日大明神御恵也。

a は、記主藤原宗忠の叔父宗通が大納言に昇進したので、祖父の俊家の日記「大宮右大臣殿御記」を見せることにした。この日記は嫡流相伝のものであり、以前より宗通が見たいと所望してきたが閲覧をゆるさなかったものの、このたび大納言に昇進し、今後一門を背負っていく一人として、一門のために見せたのだという。

b は、宗忠が自らの日記を部類したというもので、寛治元年からこの五月に至る三十四年間にわたるものであったから、十五帙百六十巻になったという。一昨年より、侍男どもに書写させたり切継ぎさせたりしてこの日完成したという。また「四位少将〈宗〉」、つまり嫡男宗能のためと我が家のために老骨に鞭打って部類したこと、他見を強く禁じ、一門の人間でも宗能より借りて見よと書かれているのである。

c は、記主である藤原忠親が、兄である大納言忠雅から「故殿御記」つまり父忠宗の日記を借りて写したことが書かれているわけだが、兄忠雅は以前より「秘藏氣」があったのだという。他人に見せないこと、女子には伝えないこと、早く書き取るべきことを条件に書き取ることができたわけである。忠親は「感涙難禁。春日大明神御恵也」とまで書いている。

これらの例からは、日記が一門の宝として主に嫡流によって秘藏されるものとして認識されていたことが確認できるだろう。このような現象について、松蘭斎は「日記の家」と「家記」の形成と構造の観点から、神田龍身は情報の公開と秘匿の観点から論じているが、ここでは、そういった発想があったということが確認できればよい。

一方で、秘藏されずに公開されてしまう日記もあった。初期の漢文日記、『醍醐御記』『村上御記』『李部王記』『清慎公記』などの日記は、日記が儀式書編纂の材料として供されてしまうなど、また別の論理が存在するわけだが、家の日記とし

ての意識が強まるなかで秘蔵されずに世に出てしまった日記があった。これらの日記は「家」が衰退し、「家記」として維持できなくなったり、また当時の権力者の要請に応じて「献上」した結果、世に出回ってしまうなどである。

現存の『師通記』はある意味、撰関家内で秘蔵されていたとみてよいわけだが、ある意味、と書いたのは、一部の年季の記事が、古写本にも転写本にも残っていないほか、実のところ自筆本はなくなってしまっているという事実があるためである。撰関家の日記で言えば、道長以降、頼通はまとまった日記の執筆も疑わしいが、そのあとの師実の『京極関白記』、師通の孫にあたる忠通の『法性寺関白記』も断片的に伝わるのみである。撰関家の文倉になにか決定的な出来事があったことが想像されるが、次に師通死後、『師通記』はどうなったのか、その足跡を年代順に追ってみたい。なお、本稿ではひとまず西暦一一二〇年くらいまでの日記を対象とした。

#### 四 その後の『師通記』—その受容—

① 『殿暦』康和三年（一一〇一）八月十一日条

十一日、庚子。今日不出行。後斎。

裏書。今日初故二条殿の見御暦日記。実神妙也。委事実以神妙也。

『殿暦』の記主は言うまでもなく、師通の子の忠実である。師通が亡くなったのが承徳三年（康和元年）、この記事の書かれた康和三年二月には祖父師実までも亡くなっており、この時忠実は二十四歳で右大臣。屋台骨を次々に失ったこの時期、撰関家は未曾有の危機にあったといえよう。この記事は師通の死後、師実のもとにあった『師通記』が師実の死によって忠

実のもとに渡ったことを示しており、「神妙」を繰り返していることから、二十四歳の忠実の身に日記の家「撰関家」の重責がのしかかったことがうかがわれる。

② 『殿暦』長治二年（一一〇五）一月二十五日条

巳剋許着直衣参内（しのひて参也。用北陣）。酉剋許着束带参御前（椀下襲、紺地平緒。故大殿康平四年二月始令候除目執筆給、而着御椀下襲。見二条殿寛治八年御記）。

梟召除目に際して、忠実は椀下襲を着したが、これは康平四年（一一〇六）二月の「故大殿」（師実）の例に拠ったものであり、その根拠が「二条殿寛治八年御記」となっているのである。

③ 『殿暦』天永二年（一一一一）十二月一日条

一日（己丑）。天晴。今朝頭弁実行従院為御使来云、御書始之間御装束・御読書文机等事也。余云、此三物従院被献候ハむ能候歟。余今夜宿侍。

故殿御記云、寛治元年十二月廿四日御書始也。主上着御直衣（織物御直衣、内蔵寮勤仕者）。又故二条殿御記云、織物直衣・小口御袴者、此由奏院。内蔵寮勤由仰下了。今日依余物忌固、不参御堂。

読書始の装束について法皇の諮問に答える際、「故殿御記」つまり師実の『京極関白記』寛治元年十二月二十四日の例を参照したあと、「故二条殿御記」を引いているのである。忠実は実の父である師通を「二条殿」と呼び、祖父師実を「故殿」と呼んでいる。<sup>(20)</sup>

④ 『殿曆』天永三年（一一二二）十一月一日条裏書

入<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>宣仁門<sub>一</sub>着<sub>二</sub>奥座<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>北第二間<sub>一</sub>北柱下東面、不<sub>レ</sub>叶<sub>二</sub>内裏儀<sub>一</sub>、是依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>里亭<sub>一</sub>也（着間儀如<sub>レ</sub>常）。座暖之程起座、經<sub>二</sub>本路<sub>一</sub>出<sub>二</sub>敷政門下尻<sub>一</sub>（弁以下有<sub>二</sub>床子座<sub>一</sub>。余過間弁以下々床子座深揖。但先例不<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>此座<sub>一</sub>歟。其由見<sub>二</sub>二条殿御記<sub>一</sub>）。

この日、忠実は従一位になったのち初めての着陣となった。引用場面は当時里内裏であった大炊御門殿での場面である。ここで問題となっているのは、忠実が通り過ぎる際に、弁以下は床子に着し深く揖していたわけだが、先例では床子には着さないのではないか、とその根拠として『師通記』を引いているのである。

⑤ 『法性寺関白記』天治二年（一一二五）九月十四日条

今日主上召<sub>二</sub>舍人之声<sub>一</sub>、仰<sub>二</sub>中臣之詞<sub>一</sub>。具雖<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>故大殿御記<sub>一</sub>、帝王御作法偏難<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>凡人日記<sub>一</sub>、加<sub>レ</sub>之未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>口伝<sub>一</sub>。仍今朝以<sub>二</sub>頭弁雅兼朝臣<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>奏<sub>二</sub>法王<sub>一</sub>云、此日主上御作法何様可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>行哉。具奉<sub>二</sub>聖訓<sub>一</sub>、将<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>叡聞<sub>一</sub>者。頭弁還来、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之旨甚有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>委記<sub>一</sub>。抄<sub>二</sub>出後三条院延久三年群行御記<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下給<sub>レ</sub>之。拜見之处、文筆甚妙、儀式分明而已。

法性寺関白は忠実の子、忠通である。日記は断片的にしか伝わらないが、本条は九条家に伝わる忠通唯一の自筆である。忠通はこの時従一位摂政。この日、崇徳天皇の即位に伴う齋宮守子女王の伊勢群行があった。忠通は天皇の作法について「故大殿御記」を見るが、臣下の日記には帝王の作法は載っていないし、加えてこれに関する口伝も知らないと記す。よっ

て、頭弁源雅兼を使いとして、白河法皇に問うたところ、抄出した「後三条院延久三年群行御記」<sup>(21)</sup>を下されたというのである。「文筆甚妙」と感動を記している。

この「故大殿御記」がその関係から考えて『師通記』であろうと考えられるのである。<sup>(22)</sup>なお、『師通記』執筆時期の群行は、善子内親王の寛治三年九月十五日である。

⑥『中右記』保延三年（一一三七）九月一日条

一日。依<sub>レ</sub>服<sub>レ</sub>薙<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>御燈祓、是先例也。

中宮御不例間、被<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>御燈事。殿下御消息、

嘉保二年九月、公家御咳病、無<sub>レ</sub>御湯殿。仍被<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>御燈。依<sub>レ</sub>院御時例也者。一条殿并為房卿日記也。依<sub>レ</sub>此例。

明日中宮御燈可<sub>レ</sub>停止侍也。御惱未<sub>レ</sub>尋常、無<sub>レ</sub>御湯殿之故也。加之御起居不<sub>レ</sub>穩御坐也。不具謹言。

右大臣殿

中宮が不例の場合に御燈が中止されることについて、宗忠が殿下、つまり忠通に尋ねた際の忠通からの手紙である。ここには嘉保二年九月に天皇が「咳病」となったため御燈が中止になったという。そしてそれは『師通記』や藤原為房の『為房卿記』にあるのだという。

ここで注意したいのは、これが書かれたのは『中右記』であるが、実際に『師通記』や『為房卿記』を引いているのは、手紙の筆者たる忠通であるということである。『師通記』を宗忠がもっているのではないということである。また、ここで『師通記』とともに『為房卿記』が引かれているのは、師通の家司たる為房の日記は、『師通記』と相互補完の関係にあったからである。<sup>(23)</sup>

## ⑦『台記』永治二年（一一四二）一月七日条

先年禪閣仰云、若位記莒緒忘却不<sub>レ</sub>解付<sub>レ</sub>内哉、召<sub>レ</sub>内豎<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>之。因<sub>レ</sub>之今日内豎令<sub>レ</sub>解也。外弁着座後、余問<sub>レ</sub>左大将。答云、以<sub>レ</sub>職事<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>之様覚也。内豎解申不<sub>レ</sub>分明<sub>レ</sub>者。帰亭後引<sub>レ</sub>見西北両抄并行成抄。更無<sub>レ</sub>此事。匡房内弁細記云、内弁召<sub>レ</sub>女藏人<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>云々。則重尋<sub>レ</sub>申宇治殿。仰云、内豎解事西北二抄全不<sub>レ</sub>見也。故<sub>レ</sub>二条殿寛治比内弁時、令<sub>レ</sub>内豎解<sub>レ</sub>之。匡房依<sub>レ</sub>何文<sub>レ</sub>書置哉、不<sub>レ</sub>審。二条殿御記件事被<sub>レ</sub>書付<sub>レ</sub>之由不<sub>レ</sub>覚、然而依<sub>レ</sub>口実<sub>レ</sub>此侍也（已上宇治殿御返事）。今案、此一門專以<sub>レ</sub>内豎<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>解也。後日見<sub>レ</sub>承平六年正月七日外記。内弁大納言恒佐卿、位記莒依<sub>レ</sub>例当<sub>レ</sub>内弁前置<sub>レ</sub>台盤上。而内弁召<sub>レ</sub>内豎、令<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>下莒置<sub>レ</sub>庭南。大失也云々。今案<sub>レ</sub>之、以<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>失。以<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>内豎<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>失。仍<sub>レ</sub>二条殿令<sub>レ</sub>内豎解<sub>レ</sub>給歟。

『台記』の記主は忠実の子で忠通の弟にあたる頼長である。この日は白馬の節会。位記の莒の緒を解くことについて、「禪閣」つまり忠実の述べたことに従って内豎に解かせたが、このことを左大将源雅定に問うと、職事に解かせると記憶していると言うので、帰宅後、「西北両抄并行成抄」つまり『西宮記』、『北山抄』、『権記』を見たが、そのことに関する記述はなく、「匡房内弁細記」には女藏人に、とあった。それゆえに再び父忠実にこれを問うと、故<sub>二</sub>条殿、つまり師通が寛治年間<sub>一</sub>に内弁を行ったときに、内豎に解かしていた、匡房は何を根拠に女藏人としたのか不審であるが、師通の例も、『師通記』のどこにあるか覚えていないのだ、と言う。その後頼長は、承平七年の『外記日記』などを根拠にして、師通は内豎に解かしたのかと推測しているのである。

位記の莒の緒を解くことをめぐる説であるが、雅定は職事に、「匡房内弁細記」は女藏人にする。頼長はまずは忠実の仰せを根拠に内豎にと考えるが、その根拠を文献に求めようとする。しかし文献に求めようにもまだ自身のもとには多くの

文書があるわけではない。ここで頼長が引いている『西宮記』、『北山抄』、『権記』などは一般にも流通していたもので、いわば撰閲家の作法を知るためには撰閲家の記録類をみる必要があったのだが、それは父忠実が所持していたのであった。よって忠実に尋ねることになったわけだが、忠実は「匡房内弁細記」が女藏人とする根拠はいつい何の「文書」によるかと不審を述べる一方、師通の寛治の例も、根拠となる日記の記述までには到達しないのであった。それでも頼長が『外記日記』にまであたりその根拠を求めようとする厳密さには彼の執念すら伺える。

⑧ 『台記』 久安三年（一一四七）二月六日条

六日、庚子。依<sub>レ</sub>例講<sub>二</sub>左伝<sub>一</sub>。講師俊通、問者頼業、成佐。自<sub>二</sub>今度<sub>一</sub>止<sub>二</sub>注記<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>左相府出家<sub>一</sub>無<sub>二</sub>詩<sub>一</sub>。聞<sub>二</sub>尼御前疾<sub>一</sub>。即馳参。頃之出。

今日聞<sub>二</sub>前<sub>二</sub>一条闕白<sub>一</sub>、及京極大殿御記<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>一上礼法、及殿上别当、橘氏は定事<sub>一</sub>。二<sub>二</sub>一条記<sub>一</sub>、殿上别当事、無<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>。

この日は、『春秋左氏伝』の講読会があったが、「左相府」つまり源有仁がこの三日に出家したことを受けて詩会はなかった。こののち尼御前（父忠実の正室源師子）が病であると聞いた頼長はすぐに馳せ参じ、そこで父忠実より、一上の礼法、および殿上别当、橘氏は定について『師通記』『京極闕白記』にあると聞いて、それぞれを確認したが『師通記』には殿上别当のことは書いていなかったというのが大体の内容である。

『春秋左氏伝』の講読会、尼御前の病、そしてそこで聞いたことの内容、これらは別々の事象であるようだが、実はそれぞれが有機的に繋がっている。風流人として名高かった花園左大臣有仁は一月三十日に左大臣の職を辞し、右大臣の職は保延四年（一一三八）藤原宗忠が辞して以降誰も就いていなかったから、つまり、この段階で左右大臣は不在、内大臣であった頼長が一上となるのであった。要するに尼御前の病によって忠実邸を訪れた頼長であったが、そこで忠実から、一上とし



て、そして兄で撰政の忠通に代わって撰関家を継ぐものとして『京極関白記』『師通記』を見て学ぶよう言われたのであった。

この二日後には次のような記事がある。『師通記』には言及がないが撰関家の中での日記の伝領を知る重要な記事なので引用する。

『台記』久安三年（一一四七）二月十一日条

十一日、乙巳。始湯治（毎日二度）。禦風。戊刻、初見周礼疏。首付、又勾要文（為裏書）。及論議之文、自筆抄論議、本経合疏見之。不漏一文（但不高読）。禅閣被賜御堂御記、京極殿御記之由、喜悦尤甚。貞信公、九条殿御記、先年了。始自今日、命当講證禅、毎日、令満文殊真言五万反、祈論義智慧開發及早終功。

日記をめぐる記事の前に学習記録があることは興味深いが、禅閣忠実より『御堂関白記』『京極関白記』を贈られることを知らされ「喜悦尤甚」と述べ、『貞信公記』『九曆』は先年すでに受け取ったと記しているのである。撰関家累代の宝物である日記群が贈られる意味は大きい。そしてこの二日後の十三日、源有仁は亡くなり、三月二十二日、頼長は一上宣旨を蒙ったのであった。

⑨『台記』久安四年（一一四八）七月十一日条別記

今日、乞入内日記於人々（敦経奉書）。

尋召日記人々。

皇太后宮大夫（宗能）、入道右府（宗忠）、敦経、為御使行向。

權中納言（公能）。季仲卿。左宰相中將（忠基）、經信卿・忠教卿。敦經行向。

資信朝臣、小野宮、資平卿、資房卿。

俊雅朝臣、經賴卿。

師能朝臣、土御門右府、堀川左府。

維順朝臣、匡房卿。

親隆朝臣、（為輔・隆方・為郷・顯郷・為隆卿・顯賴卿・重隆）。

憲方、隆方・為房卿・為隆卿。

光賴、為房卿。

範家、行親・定家・時範。

時信、知信。

師安、二代御記・寬平御記。

九月廿七日、申<sub>三</sub>一院<sub>一</sub>。

一院、（後朱雀院御記・後小野宮・經信卿・一条院・後三条院・小野宮・保光・相尹・為輔・師時・雅兼）。

宇治殿、（御堂・御曆・京極右・大治御記）。

撰政殿、（相午卿・行成卿・自筆・二条殿・大治御記）。

自<sub>レ</sub>本在此殿<sub>一</sub>御記等、

貞信公、九条殿、一条殿、文殿、

李部王、小一条、二東、川右、

大右、

後冷泉院御記。

これは頼長が養女多子の近衛天皇への入内にあたってその先例を調べるために集めた日記の数々を記したものである。この記事の三行目以降の冒頭にあげられた人々が日記を所持している人間で、その下に書かれているのが所持している日記である。松籮齋はここに当時の家記の構造をみる事ができると述べているが、撰閤家においては宇治殿24忠実は『御堂関白記』や『京極関白記』など家記の中心となるものを手放していないことがわかるし、撰政殿25忠通は『師通記』を所持していることがわかる。

⑩ 『台記』久安六年（一一五〇）十二月二十四日条

後聞、今日右大臣補美福門院別当。故三条左大臣、（俊房）、為白川院別当之例云々。後日勘例、故後一条殿、内大臣後、為院別当之由、見彼御記。今朝、禅閣請余内覧等於法皇。々々手詔曰、明春内覧宣旨事者、自此仰下、更不可有其烦之由、存恐給也。上卿自此召儲テ、召職事仰下。誰人可妨侍乎。

後で聞いた話として、この日美福門院別当に右大臣源雅定が補されたと記している。これは雅定の大伯父にあたる三条左大臣俊房が白河院別当に補された先例に依るものだそうだが、頼長は自らも『師通記』を引いて先例を確認しているのである。また、忠実が院に内覧の宣旨を給わるよう請願することも同時に書かれており、美福門院・忠通との対立のなかで人事をめぐる駆け引きを垣間見ることができる。

⑪ 『台記』久安七年（一一五一）一月三日条

今日、余、及兼長卿、螺鈿釵、有文帶、師長、朝長、蒔絵釵、丸鞆帶。京極殿、後一条殿等御記正文、禪閣、先年附屬関白已了。今日使前肥後権守頼賢（付也）乞之。即付頼賢返奉之。前筑前権守清高（藏人五位）承関白仰、大哭、開書倉、取下納御記之櫃上、授頼賢云々。

先年既に関白忠通に渡していた『京極関白記』『師通記』の「正文」つまり、自筆本を前肥後権守源頼賢を使つて奪い返したのであった。ここに『師通記』自筆本は氏長者頼長の所蔵となる。

⑫ 『台記（宇槐記抄）』仁平三年（一一五三）五月二十五日条

廿五日、癸丑。依窮屈不参上。書請補別当。御堂後一条等例也（是長徳元年五月三十日文殿記、寛弘八年六月十三日行成記、同年十一月八日同記、嘉保元年三月十九日自筆御記）。手詔曰、何事之有乎。但近代無此事、定有傍難之輩歟。往昔、大臣皆補向、左大臣俊房（白河院別記）之後、不聞其例。一条関白被補之由、未承及如何。

鳥羽院別当に補されるように道長や師通の例を引いて懇願しているが、白河院の反応は薄い。

⑬ 『台記（宇槐記抄）』仁平三年五月二十七日条

廿七日、乙卯。自廿一日夜、至于今晚甚雨。卯時始見日脚。今朝可補別当之由、復奏院。御報曰、為院為面目。為大臣無益歟。納言時不被補、撰録後被補、人定為奇歟。太政大臣、右大臣之時、還補院司、任太政大臣之後、依無先例去之。後奏曰、頼長、保延二年十一月十三日、補別当。于時大納言、被仰納言時不

補之由<sup>一</sup>。是為<sup>レ</sup>奇。太政大臣、去<sup>レ</sup>別当<sup>一</sup>、於<sup>レ</sup>理可<sup>レ</sup>然。太政大臣不<sup>レ</sup>兼<sup>二</sup>大将、皇太子傳、藏人所別当<sup>一</sup>、准知院司亦不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>兼。<sup>三</sup>後二条閔白、被<sup>レ</sup>下<sup>二</sup>閔白詔<sup>一</sup>之後、辭<sup>二</sup>申院司<sup>一</sup>（見<sup>二</sup>嘉保元年三月十九日彼記<sup>一</sup>）。案<sup>レ</sup>之、太政大臣、摂政、閔白之外、無<sup>レ</sup>妨<sup>レ</sup>兼<sup>レ</sup>之。長徳元年五月廿八日、入道大臣、補<sup>二</sup>冷泉院別当<sup>一</sup>（後日、勘<sup>二</sup>文殿記<sup>一</sup>、五月三十日也。思誤奏<sup>二</sup>廿八日<sup>一</sup>）。明日自<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>吉日<sup>一</sup>、有<sup>レ</sup>便<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>補<sup>二</sup>院司<sup>一</sup>。但若<sup>レ</sup>当<sup>二</sup>御衰日<sup>一</sup>、如何。御報曰納言時、被<sup>レ</sup>補<sup>二</sup>院司<sup>一</sup>、今已忘却、愚昧之至也。入道、寛治春日行幸時、補<sup>二</sup>院司<sup>一</sup>、衣取<sup>レ</sup>幣。朕參<sup>二</sup>春日時<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>追<sup>二</sup>彼例<sup>一</sup>、其時入道不<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>申出<sup>一</sup>。中心遺恨者也。從<sup>二</sup>二条閔白例<sup>一</sup>、已以分明、可<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>下<sup>一</sup>歟。明日衰日、至<sup>二</sup>于月日<sup>一</sup>者、何必守<sup>二</sup>先例<sup>一</sup>乎。復奏曰、今日九欠、明日御衰日、廿九日遠忌、三十日凶会、六月一日無<sup>レ</sup>障、但授職拜官、不<sup>レ</sup>必扱<sup>レ</sup>日、可<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>勅定<sup>一</sup>。御報曰、来月一日無<sup>レ</sup>障、彼日補<sup>レ</sup>之可<sup>レ</sup>宜矣。入<sup>レ</sup>夜、參<sup>二</sup>御所<sup>一</sup>。頃之退下。是夜復雨。

頼長は鳥羽院別当に補せられるよう再度請願する。しかし院は、頼長が納言のときに補せられることなく、撰録となった後に補せられるのは世間が奇となすであろう、また太政大臣藤原実行が右大臣のときにまた院司に補せられたが、太政大臣に任じられて後、先例がないために院司を辞したことをあげ、頼長の補任に難色を示す。これに対して頼長は、自分は保証二年、大納言のときに別当に補せられているからそれは事実誤認であると反駁し、確かに太政大臣が院司を辞することは理にかなっていると述べ、『師通記』嘉保元年三月十九日条を根拠に師通が閔白の詔を下されてのちに院司を辞したことをあげ、太政大臣、摂政、閔白のほかは院司つまり別当を兼ねることに妨げはない、また、長徳元年（九九五）五月の「文殿記」つまり『外記日記』を根拠に、道長（このとき権大納言）が冷泉院別当に補せられたこともあげている。結果、院は師通の例に従って頼長を別当に補すことを約束する。日記を駆使した頼通の粘り勝ちであった。ちなみに⑦でも頼長は『外記日記』を調べており、頼長の『外記日記』重視の姿勢を垣間見ることができ<sup>25</sup>る。

⑭『玉葉』嘉応三年（一一七一）一月三日条  
外弁不問諸司事。

代々例無所見、而天永内大臣（雅実）、被問之。中右記云、先例不被問歟。可尋之。

又寛治二条殿御記云、不問諸司（上卿六条右府也）。

又天永知足院殿御次第云、外弁上卿不問諸司云々。就此等記、不問之也。

『玉葉』は師通の曾孫にあたる兼実の日記である。高倉天皇の元服における「外弁不問諸司事」について、『中右記』・「天永知足院殿御次第」（『殿曆』か）と並んで『師通記』が引かれているのである。『師通記』の例というのは寛治三年一月五日の堀河天皇、また天永は、天永四年（一一一三）一月一日の鳥羽天皇の例である。これ以降、高倉までの間に崇徳・近衛両天皇が在位中に元服を行っているが、「外弁不問諸司事」については「代々例無所見」とあるように、崇徳・近衛の時の先例が見つからなかったために、寛治の堀河の例をもちだしてきたのであろう。

⑮『玉葉』建暦元年（一一二一）十月五日条

未刻許詣菩提院禪閣御許（網代車）。於門外下車候公卿座（寢殿南廂二間、当南敷帖一枚、次間二行敷帖二枚）。以人入見参。小時禪閣出居東障子内、自卷上御簾対面。予退居座端、依命著座。是礼之甚。暫而言談。奉問大嘗会間事。

（中略）

辰巳日外弁諸司事。

不問諸司之条甚無謂、諸節必皆問之、至大嘗会不問哉。尤可被問也。但何諸司可問之哉事不案得云々。

予申云、寛治巳日有沙汰。只被問諸司。上卿内大臣〔後二条殿也。可然乎。〕

仰云、誰人記載。即二条殿御記歟。常節会ニも只問諸司之人有之。不甘心事也。然而此安何諸司ト不案得。然而付略説被問諸司。何事有乎。予申云、江記見及也。御記未見及候。大舍人刀祢列立、問之如何。

仰云、何事有哉。さモ有ナム。〔後二条殿記早可披見云々。良久退出了。此外雖有申旨具不記之。〕

『玉薬』は先の兼実の孫、九条道家の日記である。この日道家は菩提院に「禪閣」を訪ねる。「禪閣」とは道家にとっては大伯父にあたる松殿基房。基房は忠通の次男。このとき、兄の近衛基実はこの世になく、基房の弟で道家の祖父にあたる兼実、そして父良経もこの世になかった。基房は政治的に失脚して長いとはいえ、摂関家における最長老であり、摂関家の故実を語るにふさわしい人物であった。<sup>26</sup>この記事は「大嘗会」の辰巳の節会について基房に問う。寛治の例について道家が問うと、基房は、それは『師通記』にあったのか、と聞き返す。道家は『江記』は見たが、『師通記』はまだ見ていないと答え、基房は早く『師通記』を見るべきである、と述べるのであった。ちなみに寛治の例とは堀河天皇の即位に伴う寛治元年の大嘗会のことである。

⑬ 『玉薬』建暦元年（一一二一）十一月七日条

次詣菩提院。先以宣房朝臣入見参候公卿座。此次示下可調二位中納言之由上。帰来云、入道殿只今御念誦之間也。二位中納言殿依所惱加療治、而未復例。不著下袴之条尤有恐歟。予云、凡一切不可有<sub>レ</sub>其憚、早可<sub>レ</sub>見参者。即被<sub>レ</sub>出逢。暫言談之後被<sub>レ</sub>帰入了。即禪門出逢給（卷簾）、不審事等粗問答了。

（中略）

一外弁諸司、寛治例後二条御記、何様所見候哉。仰云、雖引勘無<sub>レ</sub>所見。省略記。凡召諸司事未見及<sub>レ</sub>候。恒

問中古其クヤ、長和記ニハ見候歟。平治ニハ幼少ニテ無沙汰、付近例不問候き。可問之条、無異儀、其詞未案得候也。

⑮の記事より約一ヵ月後、道家は基房を訪ねる。「不審事」などを尋ねに来たようである。ここで先の大嘗会辰巳の節会の「外弁諸司」について、寛治の『師通記』にどのようにあつたかを尋ねているのだが、基房は、調べてみたが記述が簡略でみつづけることができなかったのだという。ただし、「長和記」には関連の記述があつたのと、平治の例では天皇が幼少であつたために関連事項が行われなかつたと答えている。この記事を見ると『師通記』を見たのは基房であつて⑮の「早可披見」という言葉もどうやら基房が自分自身に言つたようである。

⑰『玉藥』嘉禎四年（一二三八）一月二十四日条

廿四日、天晴。下名日次事、尋遣撰政許。返事云、未申上也。廿六日歟。明日必可參内云々。任大将召仰日、如元永例者二月二日也。今度又支干相叶。而為大将衰日之間、可為今月荒□之由用意也。粗檢先例之處、元永記ニ召仰日非受官日、不可延日次、雖帰忌日被用之。此外衰日吉事例多存。仍猶可為二月二日歟之由被擬。又予可著樺桜下襲、可為浮文歟。可為固文歟。老屈之身固文可宜歟。

又隨身著染狩袴之由、見嘉保御記。是非行幸染分歟。番長二藍、近衛萌黄可宜歟。以此等条々申合前博陸、返事也。任大将日御下襲、樺桜尤可然候。

嘉保浮文之由見中御門右府記。一向不可違彼例候哉。召仰日事、誠雖非任官日、尤可被延御衰日候歟。如此事近代之風候歟。御隨身装束、至近衛著狩袴候者。定非行幸染分候哉。番長二藍、近衛萌黄、誠可宜候。法性寺殿御時、度々如此候。官人襖袴候者也。大将饗、於入道相国今出川新亭可行之由有命、而定高卿於四辻女



院御所馬場頭滅、其間大略如<sub>レ</sub>三尺尺、隔<sub>二</sub>小路<sub>一</sub>也。惣門見<sub>レ</sub>通頗似<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>思慮<sub>一</sub>。然者於<sub>二</sub>一条室町亭<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>行歟。撰政此間可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>帰<sub>二</sub>近衛<sub>一</sub>云々。仍以<sub>二</sub>有長朝臣<sub>一</sub>問<sub>二</sub>遣之<sub>一</sub>。又以<sub>二</sub>此趣<sub>一</sub>粗示達了。

記主道家の四男一条実経の任左近衛大将に関する記事である。問題となっているのはその日取りと装束、大饗の場であるが、ここで嘉保・元永の例が先例として引かれているのである。嘉保の例というのは嘉保元年の忠実の任左大将、元永の例というのは元永二年(一一一九)の忠通の任左大将を指す。「嘉保御記」が『師通記』であるが、任大将の際の随身の装束に関して引勘されているのである。

## 五 受容状況と伝本状況の関係

以上をふまえ、以下ではこれまでみてきた伝本と受容の関係について考えていきたい。

### 師通↓師実↓忠実

承德三年(一〇九九)、師通は三十八歳という若さで亡くなるが、その二年後の康和三年、師通の父であり、忠実の実質的な後見人であった師実が亡くなる。①の『殿暦』の記事はそれから半年後の記事であるが、撰関家の重責とともに、一旦師実の元に保管されていた『師通記』が忠実のもとに渡ったことを示すものである。以下④まで『殿暦』のみの引用が続く。

## 忠実↓忠通、そして強引に頼長へ

保安元年（一一二〇）、忠実は白河院の勅勘を蒙り、宇治での謹慎を余儀なくされる。結果、翌年になってその子の忠通に関白宣下があり、藤氏長者となったわけであったが、⑤の『法性寺関白記』は『師通記』が孫の忠通に渡ったことを示すものである。⑥の『中右記』にも『師通記』が引用されるが、これは忠通の手紙のなかにあることであり、『師通記』を見たのは忠通ということになる。

大治四年（一一二九）、白河院が崩御。忠実再び鳥羽院のもとで内覧となり、政界復帰を果たすが、関白であった息子忠通との関係は次第に悪くなってゆく。一方、『台記』の記主である頼長は忠実の宇治謹慎中に生まれ、跡継ぎにめぐまれない忠通にかわって今後の撰関家を担ってゆくことへの忠実の期待は高まっていた。⑦の記事では『師通記』を見ているのは忠実である。藤氏長者は忠通であったが、その父である忠実も撰関歴代の日記をみることは当然可能であったと思われる。このとき頼長は世に流布していた日記のみを引勘しているのも注意しておいてよいだろう。まだ撰関家の伝家の日記は閲覽を許されていないのである。

康治二年（一一四三）、忠通に基実が誕生する。十数年前に男児を早世させて以降、後継の男子に恵まれなかった忠通は、すでに頼長を養子として迎えていたが、この基実の誕生が、父忠実と弟頼長との対立を深めるきっかけとなる。一方、忠実の、頼長撰関後継計画は着実に進められてゆくことになる。⑧の『台記』もまさにその様子を伝える記事である。花園左大臣こと源有仁が病を理由に左大臣を辞した。この時、すでに右大臣は空席であったから結果内大臣であった頼長が一人となるのであったが、その礼法を『京極関白記』『師通記』を見て学べというのである。⑧の次にあげた『台記』久安三年二月十一日条ではすでに『貞信公記』『九曆』は受け取っていたが、そのうえ『御堂関白記』『京極関白記』が頼長に渡されたことが記されている。このときの『御堂関白記』『京極関白記』は次の⑨の記事からも自筆本ではなく、それを写した複

本であったことがわかるが、徐々に徐々に撰関家のエッセンスである代々の日記が頼長に渡る様子を見ることが出来る。

久安四年（一一四八）、頼長は養女多子を近衛天皇に入内させようとする。⑨の『台記』の記事はまさにそのとき、各家の入内に関する日記を集めていることを示す記事である。撰関家が「撰関」として存立する前提は娘を天皇の妃とし、その間に生まれた皇子が天皇となることによつて権力をもつというシステムなのであつて、頼長のこうした行為はまさに自らが撰関となろうとすることを示したものである。頼長はここで集めた日記をもとに「入内旧記部類」を同年十一月七日に完成させている。しかしながら、その娘多子にしても藤原公能の娘なのであつたし、日記の収集も道長・頼通などの撰関全盛期ではありえなかつたことで、偽装の親子関係であるとともに、入内の根拠すらも日記を中心とした文書に頼らざるを得ない、まさに空理空論が展開されているのであつた――『師通記』の現存する唯一の自筆本が、入内記録であるというものもこのいった問題と関係するかもしれない。このち久安六年、多子は皇后に冊立、その三ヶ月後には忠通の、やはりこれも養女である呈子が中宮に冊立された。忠実・頼通と忠通との対立は決定的となる。

そして、久安六年九月二十五日、忠通が頼長への摂政譲渡を拒むに及んで、翌二十六日、激怒した忠実は宇治より上洛、源為義らの武士を使つて東三条邸を接収、氏長者の象徴である朱器・台盤なども奪取、頼長を氏長者にするという強硬手段に出た。⑩の記事もこの延長線上にある。武力によつて撰関家の累代の宝物を得るといふ、まさに保元の乱を予告するような象徴的なできごとであつた。⑪の記事の出来事の一週間後の正月十日、頼長に内覧の宣旨が下されるのであつた。

こうして『師通記』自筆本は頼長の蔵するところとなつた。このあとの頼長は『師通記』を根拠に人事を主張することとなる(⑫⑬)。また『師通記』自筆本を手に入れた頼長は家司たちに命じて早速副本をつくらせている。それが現存する古写本である。古写本二十七卷末奥書の「仁平四年四月九日」という日付はまさにそれを証明する。

頼長↓忠通↓基実↓基房↓基通↓近衛家へ

保元の乱における頼長の敗死後、『師通記』は忠通の元に戻ったと考えられる。その後、『師通記』は⑭にあげた『玉葉』に引用されるが、松蘭斎は『玉葉』に道長の日記の引勘がないこと、「余依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>家記<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>」（建久二年十二月八日条）などあること、のちの九条家の家記の内容などから、兼実は撰政・氏長者に就任した後も、撰関家の家記をほとんど相伝できなかったと推定している。<sup>(29)</sup>確かに膨大な『玉葉』の記事に比して、『師通記』の引用が⑭のみであるというのはいささか不自然であり、⑭で引かれている『師通記』も借りたものか、部分的に所持していたものであるとみたほうが穏当かと思われる。

よって撰関家の家記は忠通没後、所領の相続同様、兄基実、一時的にその弟基房、そして基通へと渡り、近衛家の所蔵となったと考えられる。九条家には伝領されていないのである。これを裏付けるのが⑮⑯の『玉葉』の記事である。この二つの記事において『師通記』を見ているのは「禪閣」松殿基房である。道家は見えていないのである。

### 失われた年季の記事の引用

本論では現存状況と、そして師通死後の『師通記』を西暦一一二〇年前後までの受容を確認した。ここまで明らかになったのは、自筆本のゆくえと古写本の流れであったが、ある時期に自筆本が失われ、古写本のみとなった、そして、その古写本もある年季の記事が貸し出され—もしくは持ち去られ—、一方は転写され、一方は失われてしまったということは言えるだろう。失われてしまった年季、寛治元年・嘉保元年・同二年・承德元年・同二年の記事は古写本作成後の⑫⑬⑭⑮⑯⑰で引用されることから、自筆本、古写本ともに存在していたと考えられ、自筆本がまとまって失われたのちに古写本の寛治元年・嘉保元年・同二年・承德元年・同二年の記事も失われるに至ったと考えられる。

気になるのは、①～⑰までの記事において引勘された『師通記』で年季のわかるもので現存しない年季の記事が多いとい

うことである。

◆寛治元年 ③⑤⑬⑯

同 三年 ⑤⑭

寛治年間 ⑦

◆嘉保元年 ②⑬⑭⑯

◆同 二年 ⑥

※◆印は現存しない年季

まず、失われた年季が、嘉保元年以降のものに集中するのは、嘉保元年三月に師通が関白、氏長者となっているからであり、やはり引勘するのはこの時期に集中するのはいたしかたあるまい。引勘記事も嘉保年間が多いのもこの辺に理由があるだろう。現在の『師通記』読者にとっては、師通の執政期の記事が現存しないのはまさに痛恨であるが、しかし、一方で『京極関白記』『法性寺関白記』などの例も鑑みると、現存しないということは、その情報を欲した人がいて、持ち出されたからなのであって、まとまって残るといふ現象はその反対であることの証左である。

また、『玉藻』の記事、⑮⑯⑰で引勘された部分が全て失われた年季であるというのも『師通記』の現存を考えるヒントとなりそうである。⑮⑯では道家は直接『師通記』を見ていなかった。しかし、直接みていた基房にしても政治の中核にいたわけではなく、この段階の関白は近衛家実であった。治承・寿永の乱などの混乱を経て、『師通記』も一部は、とくに失われた年季の記事が基房など近衛家以外に拡散していた可能性もある。だから⑰の場合は道家が引勘できたとも考えられるのだが、ただし、道家は前年まで四条天皇の摂政であったから、自筆本を直接見ることが出来たとも考えられるので、断定

は避けたい。

## 六 おわりに

『師通記』の、今我々の目の前に現前するテキストは、当然師通の時代のテキストそのものではない。テキストは記主存命中においては、記主自身の手によって生成されるが、その没後、記主の手を離れたときから、受容という第二の人生を歩み—むしろこちらのほうがテキストとしては重要なことであろう、テキストが「古典」となるのもこのときである—、その人生の途上で我々の目の前に現れるのである。受容という第二の人生はテキストの第二の生成期といってもよい。一方、受容する側のテキスト、例えば『玉葉』に関して言えば、一条兼良の『桃華薬葉』には、『玉葉』の八合に対して七合あったというから、現存はその一部分に過ぎないわけで、要するに受容する側のテキストの現存状況も考慮に入れる必要があるだろう。『師通記』も、そしてそれを受容する側のテキストも歴史の荒波のなかで奇跡的に残ったものなのである。

本稿ではこの、『師通記』の第二の人生、第二の生成期について考察を進めてきた。結果、いまだ不分明なことも多いが、西暦一一二〇年くらいまでの『師通記』のありかたは見えてきたかと思う。今後はこれ以降の『師通記』について取り組みたいが、漢文日記受容の側面はみる事が出来たかと思う。

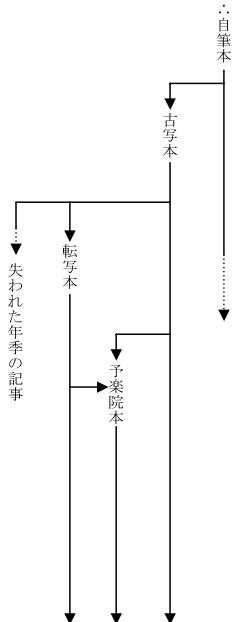
『後二条師通記』の伝本と受容

◆『師通記』記述期間―伝本対照表

年	季	古写本	転写本	予楽院本	備考
永保三年 (一〇八三)	冬 秋 夏 春	古写本			126 内大臣 27 忠実着袴 9 後三年の役
應徳元年 (一〇八四)	冬 秋 夏 春				922 中宮賢子崩
應徳二年	冬 秋 夏 春				118 崇仁親王薨
應徳三年	冬 秋 夏 春				916 藤原通俊『後拾遺和歌集』を撰進 1128 堀河天皇即位／師実摂政
寛治元年 (一〇八七)	冬 秋 夏 春				
寛治二年	冬 秋 夏 春				121 忠実元服 1214 師実太政大臣
寛治三年	冬 秋 夏 春				15 天皇元服 425 師実辞太政大臣
寛治四年	冬 秋 夏 春				1220 師実辞摂政、為関白
寛治五年	冬 秋 夏 春				
寛治六年	冬 秋 夏 春				

年	季	古写本	転写本	予楽院本	備考
寛治七年	冬 秋 夏 春	古写本			※二月自筆別記あり 1221 辞左大臣
嘉保元年 (一〇九四)	冬 秋 夏 春				29 関白 311 氏長者
嘉保二年	冬 秋 夏 春				
永長元年 (一〇九六)	冬 秋 夏 春				15 従一位 この年、田薬が大流行
承徳元年 (一〇九七)	冬 秋 夏 春				関16 源経信薨 関129 忠実男忠通誕生
承徳二年	冬 秋 夏 春				
承徳三年	冬 秋 夏 春				628 薨去

◆『師通記』伝本関係図



※引用本文は、『後二条師通記』『殿暦』（大日本古記録）・『法性寺関白記』（図書寮叢刊 九条家歴世記録）・『中右記』『台記』『山槐記』（増補史料大成）・『玉葉』（国書刊行会）・『玉葉』（思文閣出版）によった。字体は適宜通行字体に改め、囲い、傍線などは私に付した。

## 註

- (1) テクストとは、織物を原義とし、記号の連なりによって意味をもったもの／もたされたもの、また先行・同時代のテキストとの関係性によって成り立ったものを言う。本稿では書かれたテキストを言う。作品、あるいは文学作品と言わないのは、それが芸術的な意図をもつてつくられたものとは限らないからである。文学作品を研究するとしても、そのみならず幅広く書かれたテキストを分析していく必要があるのは言うまでもない。
- (2) 「史料」という用語の問題性については北條勝貴「書く」とことと論理―自然の対象化／自然との一体化をめぐる―」(GYRATYV®〔方法論懇話会年報〕第三号、二〇〇四年)、同「主体を問う、実存を語る―文学／歴史学の論争と共通の課題―」(『国文学』第五十二巻五号、二〇〇七年)、田中貴子「史料」と「資料」にはさまれて」(『日本歴史』第七二八号、二〇〇九年)などと共通の認識をもつ。
- (3) これらのテキストは「古記録」あるいは「漢文日記」とひとくくりにされるが、時代や記主の身分、立場、性格によって内容は大きく変化し、一様ではない。それぞれのテキストがそれぞれの論理をもつて書かれたものなのであり、記主が何を書こうとして、何をどのよう書いたかといった、それぞれのテキストの分析が必要であると論者は考える。
- (4) 松蘭齋『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館、一九九七年)参照。
- (5) 松蘭前掲書。
- (6) 『院号定部類記』上東門院に、「宇治殿御記」万寿三年四月二十七日条がみえる。
- (7) この場合、道長―頼通―師実―師通を言う。頼通の猶子となった源師房の『土右記』、頼通の弟教通の『二東記』などは含まない。また別の論理が存在するためであり、これについては別に稿を用意したい。
- (8) 忠平以後、実頼・伊尹・兼通・頼忠・兼家・道隆・道兼と撰関に就任するが、兼通・頼忠・兼家・道隆・道兼は日記執筆が確認できず、道長の前後だけをあげれば、むしろ道長が執筆したことの方が異例とも言える。しかしながら師通の時代は撰関家の人間が日記を記すことが定例となっており、道長の嫡男である頼通がどうやら日記をあまり記さなかったようであることを考え合わせれば、道長の日記執筆と師通の日記執筆には根源的な相違があると考えたほうが普通ではないか。いずれにしても撰関家にとっての日記執筆の意義はもう少し考えられるべき問題である。
- (9) 「記憶の現在―漢文日記書くことの論理―」(『物語研究』第七号、二〇〇七年)、「漢文日記の生成―後二条師通記―二つの本文―」



- (11) 『日本文学』第五十六卷九号、二〇〇七年)、「開かれたテキストとしての漢文日記―後二条師通記―」(『後二条師通記』) 応徳三年(寛治二年条を中心として) (『学習院大学大学院 日本語日本文学』第四号、二〇〇八年)、「後二条師通記」の学習記録―日記叙述とテキスト生成― (『東アジア比較文化研究』第七号、二〇〇八年)、「後二条師通記」における漢籍引用―日記叙述とテキスト生成― (『学習院大学人文科学論集』第十七号、二〇〇八年)、「後二条師通記」寛治五年「曲水宴」関連記事における唱和記録―「劉公何必入天台」を始発として― (王勇・吉原浩人編『海を渡る天台文化』 勉誠出版、二〇〇八年)、「漢文日記における語りと筆録―後二条師通記』を中心として―」 (『中古文学』八十四号、二〇〇九年)、「後二条師通記」寛治五年の「本記」「別記」 (『史聚』四十三号、二〇一〇年予定) など。
- (10) 注一でも述べたように、テキストとは原義の織物と同様、さまざまな糸、つまり先行・同時代テキストによって織り上げられるようにして生成されたものである。そういう意味では、ここで述べている他のテキストというのは、先行・同時代、そして場合によっては後世のテキストも含めたすべてのテキストが視野に入ってくる。ただ、具体的に「師通記」については少し視野を狭めて考えてみるならば、父祖の漢文日記『九曆』『御堂関白記』などや、同時代の『中右記』『江記』『時範記』『為房卿記』など、また師通が熱心に学んだ『文選』『漢書』『後漢書』などの漢籍、また『千載佳句』『和漢朗詠集』、師であった大江匡房や源経信などの著作も視野に入ってくるだろう。
- (11) 自筆本と古写本は昭和二十七年(一九五二)に国宝に指定されている。
- (12) 自筆本がなぜこれのみなのかなど、自筆本特有の問題については別稿を用意したい。
- (13) ただし書陵部所蔵の御系譜係本・柳原九冊本・柳原八冊本は明治十七年ごろ修史館に借り上げてあった予楽院本(後述)を写したものであるからこの限りではない。
- (14) 学習院大学に「五関白記」として『御堂関白記』『猪隅関白記』『岡屋関白記』『後深心院関白記』とともに『後二条関白記』の名称で『師通記』がある。いずれの時代の写本か不明であるが『国書総目録』にも「五関白記」として記載されている。この『師通記』も多分にもれず、応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・同五年春・同六年春・同七年春夏のみであり、転写本に属するものである。
- (15) 前掲拙論「漢文日記の生成―後二条師通記―二つの本文―」。
- (16) 前掲拙論「後二条師通記」寛治五年の「本記」「別記」。
- (17) 松蘭前掲書「日記の家―中世国家の記録組織―」、同『王朝日記論』(法政大学出版局、二〇〇六年)、高橋秀樹『日本中世の家と親族』(吉川弘文館、一九九六年)、神田龍身「漢文日記／口伝書／説話集―江談抄』『中外抄』『富家語』の位相―」(『偽装の言説―平安朝のエクリチュール―』森話社、一九九九年)などを参照。
- (18) 松蘭前掲書参照。
- (19) 神田龍身前掲論文参照。
- (20) 『中右記』(康和四年十一月二十五日条には、忠実の辞左大将に関して、忠実自身が「故殿御記」をもちだして語る場面がある。大鳥幸雄編『平安朝漢文日記索引』(国書刊行会、一九九二年)は、この「故殿御記」を『師通記』としているが、たしかに忠実の発言であっ

ても、記主は宗忠であるからこれが『師通記』である可能性は排除できないが、忠実にとつての「故殿」は「師実」であるから、大日本古記録がこれを師実の『京極関白記』としているのに従いたい。またこの箇所興味深いことは、左大将辞表に関する『京極関白記』の内容が書かれているわけであるが、記主宗忠は『京極関白記』を目にしているわけではなく、あくまでもその所持者である忠実の語りのなかで引用されているという点である。

(21) そのときの齋宮は俊子内親王であった。

(22) 「故」とあるので、存命中の忠実は考えられないのはもちろんだが、師実の可能性も捨てきれない。師実の場合であれば、齋宮の伊勢群行は俊子内親王の延久三年（一〇七二）九月二十三日、淳子女王の承保二年（一〇七五）九月二十日、媯子内親王の承暦四年（一〇八〇）九月十五日、善子内親王の寛治三年（一〇八九）九月十五日となる。『法性寺関白記』における呼称については、同日記が多く残っていないので比較検討が難しい。

(23) 前掲拙論「開かれたテクストとしての漢文日記―『後二条師通記』応徳三年～寛治二年条を中心として―」を参照。

(24) 松蘭前掲書『日記の家―中世国家の記録組織―』二七～三三頁。

(25) 久安三年六月十七日、内大臣頼長は、一上宣下に伴って藏人所別当に補されたが、この日『外記日記』記載の励行を外記および藏人に命じている。『本朝世紀』仁平元年十月二十日条には、大外記を召して久安三年から仁平元年十月までの日記を注進するように命じたことが書かれている。

(26) 建暦二年九月十三日条で道家は基房について「自故殿御時後、御辺事難遠之上、已公事先達、又先師也」と記している。

(27) 「長和記」の詳細不明。ただし、長和の大嘗会は三条天皇即位に伴うものであり、皇位継承に関する儀礼を扱う『北山抄』巻五は、この大嘗会に際して作られたものである。これと関係するか。以上は所功『平安朝儀式書成立史の研究』（国書刊行会、一九八五年）、同「皇位の継承儀礼―『北山抄』を中心に―」（『平安時代の儀礼と歳事』至文堂、一九九四年）を参照。

(28) 平治の例は、二条天皇。天皇は即位時十六歳。

(29) 松蘭前掲書『日記の家―中世国家の記録組織―』二一〇～二一一頁。

(30) 摂関家の所領の相続については義江彰夫「摂関家領相続の研究序説」（『史学雑誌』第七十六編第四号、一九六七年）を参照。